



福島市
FUKUSHIMA CITY

令和4年度

一般会計

4月補正予算(第1号) 補正内容

1. 令和4年3月16日福島県沖地震対応関連 (追加)

補正予算額(一般会計)

29億3,698万円

(単位:千円)

事業費 合計	財源内訳			
	国	県	市債	一般財源
2,936,980	1,294,940	—	376,400	1,265,640 <small>※うち、 特別交付税1,000,000</small>

※令和3年度補正予算(第18号)(3月25日議決) 10億5,100万円と合算すると

地震対応関連累計予算額 39億8,798万円

【参考】令和4年度予算累計額(一般会計)

1,188億3,698万円

被災者支援関連予算

①被災家屋等解体処理事業

補正額：2,500,000千円

3.16福島県沖地震により被害を受けた家屋の公費解体の対象が【全壊】から【半壊以上】に拡大されたことに伴い、予算を追加して実施します。

(参考)「罹災証明書の判定区分」

判定区分	住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合
全壊	50%以上 ⇒これまでの対象
大規模半壊	40%以上50%未満
中規模半壊	30%以上40%未満
半壊	20%以上30%未満
準半壊	10%以上20%未満
一部損壊	10%未満

4月20日（水）から
受付開始

対象範囲を拡大

通常、全壊家屋のみ対象ですが、
今回も特例的に半壊以上の家屋も
対象として実施します。

②住宅屋根改修助成事業

補正額：22,080千円

3.16福島県沖地震により住宅の瓦屋根が破損した世帯を対象に、

- ①破損した瓦を含む屋根全体を「瓦の緊結方法の新基準」に適合させる改修、
または、
- ②瓦屋根全体を金属屋根等への改修を実施する場合、改修費の一部を補助します。
※所有者が自ら居住する住宅に限ります。

【補助対象の方】

以下①、②の両方に該当する方

- ①令和4年福島県沖地震により被害を受けた家屋の所有者で、罹災証明が一部損壊以上の方
- ②瓦屋根全体を新基準に適合させる改修または、瓦屋根全体を金属屋根等に改修する方

【補助率】

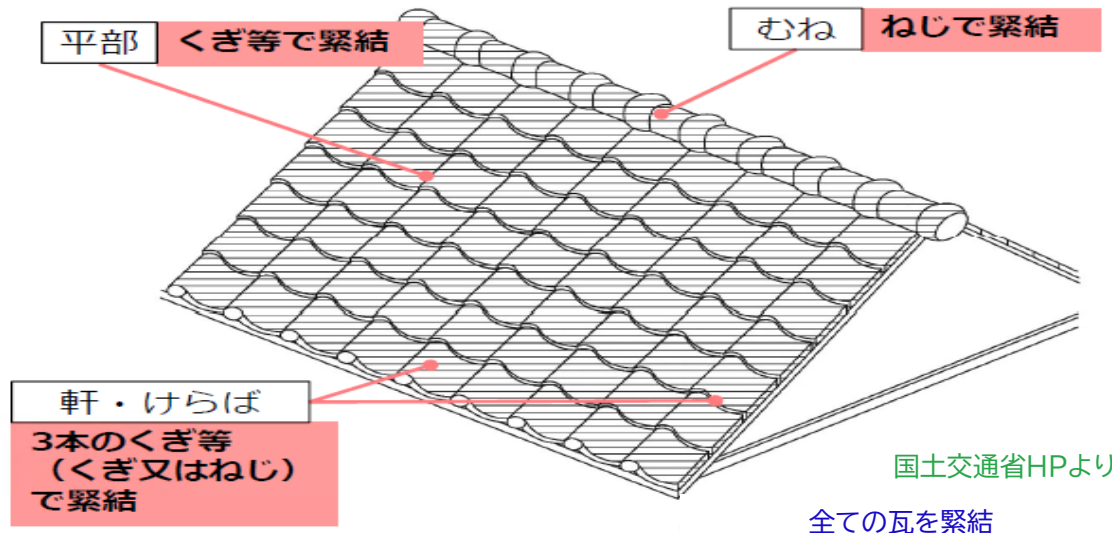
改修費用の23%（補助金上限額55万2,000円）

（補助対象経費の上限）

屋根面積㎡×24,000円（1棟あたり240万円）

（参考）地震対策を講じた瓦屋根「瓦の緊結方法の新基準」

■ 部位別の緊結方法



被災者支援関連制度一覧

なお、各種支援制度の内容については、順次更新いたします。

NO	制度名	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
1	罹災証明書	地震により建物に被害を受けた方					
2	災害見舞金	○	○	○	○	—	—
3	被災者生活再建支援制度	○	○	○	▲	—	—
4	災害援護資金貸付制度	○	○	○	○	▲	▲
5	被災建築物の応急危険度判定	地震により建物に被害を受けた方					
6	災害廃棄物の受入・一時保管	※詳細は被災者支援制度ガイドブックをご覧ください。					
7	地震により倒壊したブロック塀等の処理						
8	住宅の応急修理	○	○	○	○	○	—
9	市営住宅への仮入居	▲	▲	▲	▲	—	—
10	市県民税（所得税）の雑損控除	○	○	○	○	○	○
11	個人市・県民税の減免	※詳細は被災者支援制度ガイドブックをご覧ください。					
12	固定資産税・都市計画課税の減免						
13	国民健康保険税の減免						
14	介護保険料の減免						
15	国民年金保険料免除	▲	▲	▲	▲	▲	▲

NO	制度名	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
16	介護サービス利用料の減免	○	○	○	○	○	—
17	児童扶養手当の特別措置	▲	▲	▲	▲	▲	▲
18	母子父子寡婦福祉資金	○	○	○	○	—	—
19	特別児童扶養手当等の特別措置	▲	▲	▲	▲	▲	▲
20	障がい者の肢体不自由児通所医療費及び療養介護医療費の利用者負担額の減免措置	○	○	○	○	○	—
21	障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具費等の利用者負担額の減免措置	○	○	○	○	○	—
22	障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置	○	○	○	○	○	—
23	就学援助制度	▲	▲	▲	▲	—	—
24	高齢者無料乗車証再交付におけるカード代実費の減免措置	○	○	○	○	○	○
25	被災保護者の一時預かり事業利用にかかる利用料負担軽減補助金	○	○	○	○	—	—
26	県の復興公営住宅の仮入居	○	○	○	○	—	—
27	被災家屋等の解体事業	○	○	○	○	—	—
28	住宅屋根改修助成事業	○	○	○	○	○	○

○：該当 ▲：一部該当 —：該当なし

市有施設の復旧

補正額：433,000千円

学校や市民利用施設など、早期の完全復旧を目指し復旧工事を行います。

施設名称	補正額（単位：千円）
①学校（杉妻小学校ほか 計29校）	43,000
②社会教育施設（こむこむ館、中央学習センターほか 計4施設）	41,400
③体育施設（福島トヨタ クラウンアリーナほか 計6施設）	14,900
④商工施設（産業交流プラザ、アオウゼ）	18,700
⑤道路・橋りょう	31,700
⑥市営住宅	20,000
⑦保健福祉センター	182,000
⑧その他（キョウワグループ・テルサホール、ヘルシーランド福島ほか）	81,300
合計 22事業	433,000